

石川県公報

平成 28 年 11 月 22 日

第 1 2 9 5 5 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○石川県議会定例会の招集 (財 政 課)	1	○随意契約の相手方等 (医療対策課)	2
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○随意契約の相手方等 (県立中央病院建設推進室)	2
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	○公有水面埋立て工事の竣功の認可 (港 湾 課)	3
		○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	4

告 示

石川県告示第531号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年第4回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 招集期日
平成28年11月30日
- 場所
金沢市

石川県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社鶴の恩返し	かほく市木津ハ10番地 7	鶴の恩返しホーム 志賀	羽咋郡志賀町大島耕 110番1	平成28年 10月23日
ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央1- 38-1	野々市ファーマライズ薬 局	白山市専福寺町84-3	平成28年 10月27日

石川県告示第533号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社鶴の恩返し	かほく市木津ハ10番地 7	鶴の恩返しホーム 志賀	羽咋郡志賀町大島耕 110番 1	平成28年 10月23日
ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央 1 - 38- 1	野々市ファーマライズ薬 局	白山市専福寺町84- 3	平成28年 10月27日

石川県告示第534号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成28年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
医療情報総合システム調達 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課情報管理係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成28年9月26日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通株式会社 北陸支社
金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ
- 随意契約に係る契約金額
1,381,320,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため

石川県告示第535号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成28年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県立中央病院移転業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県健康福祉部県立中央病院建設推進室
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成28年9月12日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本通運株式会社金沢支店
金沢市専光寺町ヨ8番地
- 随意契約に係る契約金額
109,499,817円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定に該当するため

石川県告示第 536 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

平成 28 年 11 月 22 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 認可年月日

平成 28 年 11 月 14 日

2 認可を受けた者の名称

輪島市

3 埋立区域

(1) 位置

輪島市輪島崎町壹部 11 番 1 の地先公有水面

(2) 区域

次の A 1 の地点から A 27 の地点までを順次直線で結んだ線及び A 27 の地点から A 1 の地点を結ぶ平成 26 年秋分の満潮位（D. L. +0.39m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

A 1 の地点 街区基準点 10 A 02（北緯 37 度 24 分 09 秒，東経 136 度 53 分 55 秒）から 22 度 22 分 19 秒，378.67m の地点

A 2 の地点 A 1 の地点から 218 度 30 分 21 秒 0.35m の地点

A 3 の地点 A 2 の地点から 289 度 52 分 27 秒 12.30m の地点

A 4 の地点 A 3 の地点から 277 度 51 分 09 秒 6.27m の地点

A 5 の地点 A 4 の地点から 272 度 12 分 46 秒 1.70m の地点

A 6 の地点 A 5 の地点から 277 度 28 分 56 秒 2.28m の地点

A 7 の地点 A 6 の地点から 270 度 28 分 48 秒 7.16m の地点

A 8 の地点 A 7 の地点から 270 度 30 分 53 秒 2.67m の地点

A 9 の地点 A 8 の地点から 280 度 54 分 46 秒 2.63m の地点

A 10 の地点 A 9 の地点から 291 度 21 分 37 秒 2.67m の地点

A 11 の地点 A 10 の地点から 301 度 52 分 27 秒 9.76m の地点

A 12 の地点 A 11 の地点から 289 度 02 分 22 秒 5.57m の地点

A 13 の地点 A 12 の地点から 287 度 30 分 34 秒 5.31m の地点

A 14 の地点 A 13 の地点から 98 度 13 分 28 秒 5.11m の地点

A 15 の地点 A 14 の地点から 99 度 29 分 49 秒 4.09m の地点

A 16 の地点 A 15 の地点から 100 度 39 分 06 秒 4.09m の地点

A 17 の地点 A 16 の地点から 101 度 27 分 51 秒 1.66m の地点

A 18 の地点 A 17 の地点から 102 度 17 分 52 秒 4.24m の地点

A 19 の地点 A 18 の地点から 103 度 29 分 43 秒 4.24m の地点

A 20 の地点 A 19 の地点から 104 度 17 分 11 秒 1.36m の地点

A 21 の地点 A 20 の地点から 105 度 05 分 56 秒 4.40m の地点

A 22 の地点 A 21 の地点から 106 度 20 分 19 秒 4.40m の地点

A 23 の地点 A 22 の地点から 107 度 05 分 14 秒 0.91m の地点

A 24 の地点 A 23 の地点から 107 度 54 分 01 秒 4.85m の地点

A 25 の地点 A 24 の地点から 109 度 16 分 07 秒 4.85m の地点

A 26 の地点 A 25 の地点から 110 度 24 分 35 秒 3.24m の地点

- A27の地点 A26の地点から 110度51分59秒 6.35mの地点
- (3) 面積
130.43平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立て免許年月日及び番号
平成28年2月18日
石川県指令港第376号
- 6 法第22条第3項の市町村名
輪島市

公 告

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
能美都市計画道路 (3・4・8号根上国道線)	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
能美都市計画地区計画 (大成地区、粟生地区)	〃